

インフルエンザ罹患報告書

和歌山県立和歌山東高等学校長 様

学校保健法施行規則第18条 学校において予防すべき感染症第2種 インフルエンザに罹患しましたので、報告します。

年 組 番 氏名

保護者名 (直筆) _____ 印

初診日	令和 年 月 日
医療機関名	
医師の指示 (インフルエンザ型 及び出席停止期間)	インフルエンザ A ・ B 型 (いずれか○)
	月 日 () ~ 月 日 ()

必ず記入してください。

* 診察を受けた際の本人氏名、受診日、薬名が確認できる **薬袋** **お薬手帳** **調剤明細書** の内、いずれかを必ず添付してください。

処方された薬でインフルエンザと判断できない場合は診療明細書が必要となります。

↳ 処方薬名にリレンザ、タミフル、ゾフルーザ、イナビルが無い場合

(参考)

インフルエンザの登校基準は、学校保健安全法施行規則第19条により

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」と定められています。

この期間を経過し、かつ、健康状態が良好であれば、この報告書に保護者の方が記入の上、登校再開日(当日)に学校へ提出してください。

発症8日目を超えて欠席が続く場合は、医師の診断書(学校感染症証明書)が必要となります。

↓ 発症とは病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(発熱など)が始まった日で、その日を0日目とします。

		発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日
1	発症当日に すぐ 解熱	解熱		(解熱後2日)				登校可		
	出席停止									
2	発症後 1日目に 解熱		解熱		(解熱後2日)			登校可		
	出席停止									
3	発症後 2日目に 解熱			解熱		(解熱後2日)		登校可		
	出席停止									
4	発症後 3日目に 解熱				解熱		(解熱後2日)	登校可		
	出席停止									
5	発症後 4日目に 解熱					解熱		(解熱後2日)	登校可	
	出席停止									
6	発症後 5日目に 解熱						解熱		(解熱後2日)	登校可
	出席停止									